

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市北区紫野北花ノ坊町96					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	学校法人 浄土宗教育資団 理事長 水谷 幸正					
事業者の主たる業種	教育事業					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	平成20年度～平成22年度の3ヵ年で、毎年1%削減を目標に削減推進を実施する。					
推進体制	学長を対策本部長とし、総務部長以下管理課員を中心に、全教職員の意識向上を呼びかけ、再度削減推進を図る					
	環境マネジメントシステム名称					
	適用範囲					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	取得年月日					
	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～21年度	校舎のA棟の撤去	5階建3,200㎡で、照明、動力各Tr100kVA1台及び建物撤去。			
	21～22年度	校舎のB棟リニュアル	B棟5階建22年度は約半分程度完成し変電設備等トップランナーの検討、空調、照明の省エネ、CO2削減実行			
20～21年度22年度	省エネ等の外部依頼	国の省エネ対策に対し、府、市策、ESCO事業、省エネセンター等の協力を得て省エネ、CO2削減を行う				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	4,051.4 t	3,918.7 t	-3.3 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 4,051.4 t	*2 3,918.7 t	-3.3 %		
目標設定の考え方	平成20～22年度の3ヵ年で、温室効果ガス排出量を3%削減を目標とします					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	佛教大学	二酸化炭素換算 延床面積	0.044 t-CO2/㎡	0.042 t-CO2/㎡	-4.5 %	
	華頂短期大学	二酸化炭素換算 延床面積	0.055 t-CO2/㎡	0.053 t-CO2/㎡	-3.6 %	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	延床面積を原単位として、3%の削減を目標とする。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等		（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m ³	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）	t		
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 4,051.4 t	(*2) - (*3) 3,918.7 t	-3.3 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	平成20年度より、5ヵ年計画で、建物のリニューアル化と同時に、変電設備、空調設備、照明設備等のリニューアルも行い、省エネ、CO2削減の為、トップランナーを取り入れる計画である。					

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。